

5 人権教育の具体的な取組に向けて

平成20(2008)年、県教委は、より豊かな人権教育を推進していくための方向性を示す“大きな柱”として「人権教育の推進についての基本方針」を策定しました。そこには、県教委が積極的に人権教育の推進に努めるという決意とともに、各学校、地域において「基本方針」に則り、それぞれの課題に即して取組が進められることへの期待が込められています。

新しい「推進プラン」においては、教職員・保育者、社会教育関係者による人権教育の取組がより一層具体的に進められるよう、「基本方針」の留意点に沿って、以下のような7つの取組を提起します。

人権教育を進める 7つの取組

- (1) 一人一人が大切にされる「場」づくり
- (2) 教育の機会均等の保障
- (3) 「人」について、「権利」についての学習
- (4) 様々な人権問題についての学習
- (5) 出会いから対話・交流、そして互いの理解へ
- (6) 生涯にわたる学習を通じた包摂の社会づくり
- (7) 資料等の充実、学校・家庭・地域の連携



私はこの教室のなかで楽しく過ごし、思いやりの心を持って処遇される権利を持っています。このことは、誰も私のことをあざ笑ったり私の心を傷つけたりしない、ということの意味します。

私はこの教室では私自身が認められるような権利を持っています。このことは、誰も私を黒人が白人か、太っているかやせているか、男か女かというような理由で公平を欠く取り扱いをしない、ということの意味します。

私はこの教室のなかで安全でいる権利を持っています。それは、誰も私をたたき、蹴り、押し、つねり、あるいは怪我をさせるようなことはしない、ということの意味します。

(アメリカの小学校の教室掲示から)

『ジュリスト』1990年 No.958「学校での人権教育」中野光より

(1) 一人一人が大切にされる「場」づくり

自分の大切さとともに、他の人の大切さが認められていることを実感できるような環境づくりを、あらゆる教育の場で進めるために

教育活動のすべてが人権尊重の精神で満たされていることにより、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力が育成されます。したがって、学習の内容や教育の方法が人権尊重の視点に立つものであることはもとより、その場が誰にとっても安全で安心できる環境として整えられていることが求められます。

人は、誰もが人とかわかり、意識する・しないにかかわらず、互いに影響し合って暮らしています。そうした人と人との関わりの中、自分が受け止められていると感じることにより、自らを大切な存在とする感情（自尊感情）や自分自身を肯定的に捉える感覚（自己肯定感）が育まれます。すべての教職員・保育者や社会教育関係者が自らの他者との関わりについて問い直し、家庭、学校、職場、地域などを「いじめ」や体罰、ハラスメントといった人権侵害のない、互いを大切な存在として受け止め合える関係を築く場とすることが大切です。

さらに、多様な人々が暮らす社会では、施設・設備における小さな段差や日本語のみの表記、必要のない場面において男女を区別する制度などが生きづらさを生み出していることも少なくありません。多様な人々の視点に立って施設・設備、制度や活動の進め方などを点検し改善を図ることが重要です。

そうした取組は、その場に集う人々に対する人権が尊重された社会の在り方を示すメッセージ（「隠れたカリキュラム」）にもなります。

求められる取組

◆すべての教職員・保育者、社会教育関係者の在り方にかかること

- 人権教育を推進する者としての誇りと自覚に基づき、「世界人権宣言」や「児童の権利に関する条約」等の理念に学び、日常的に人権に関する知的理解を深め、人権感覚を研ぎ澄まし、率先して自他の自尊感情の醸成を尊重した人間関係づくりに努める。
- 学習者とその背景も含めて深く理解できるよう、「傾聴」や「対話」を大切にすることから、学習者が受け止められているという実感をもてるように努める。
- 学習者が被害者にも加害者にもならないよう、様々な差別や「いじめ」、暴力、虐待、体罰、ハラスメントといった人権侵害に対しては毅然とした態度で臨む。
- 人権尊重の視点に立つ取組を主体的に推進する人材の育成に向け、日々のコミュニケーションを大切にすることから、これまでの人権教育の成果や手法を伝えることに努める。

◆施設・設備・制度等の在り方にかかること

- 日常的に施設・設備等の点検や整理・整頓を行うとともに、日頃から危機管理体制の構築を図り、その場に集う人々の安心・安全と主体的・意欲的な学びを保障する。
- 学習者にとっての生きづらさにつながるような不必要な区別が学びの場に存在することのないよう、施設・設備・制度等の見直しを図る。
- 表示物や配布物などに対してルビを振ったり多言語化したりするといった工夫を取り入れ、誰にとってもわかりやすい情報提供を行う。
- 個人の作品や名前が書かれたものについては、そのものを作者自身として捉え、その一つ一つを大切に掲示・展示することにより、学習者一人一人が自らを大切な存在として受け止められていると実感できる環境づくりを進める。

(2) 教育の機会均等の保障

教育の機会均等を保障し、一人一人がもつ可能性を伸ばすとともに、自己実現を目指すことができる能力を育成するために

学ぶことは、人が豊かな暮らしを実現するためにはなくてはならない基本的人権の一つです。

すべての人は生まれながらに生涯にわたって学習する自由と権利をもっています。すべての子どもには、家庭の状況や国籍、障害といったことに左右されず、一人一人の状況に応じて教育の機会が保障されなければなりません。その中で、基礎的な学力を獲得し、多様な進路を選択する力を身に付け、生涯にわたって学び続けることができるようにすることとともに、課題の解決に向けて自ら学び考え取り組もうとする意欲を培うことが大切です。

そのためには、単に学びの場を開くだけでなく、学びを通して「分かった」、「できた」という喜びや「もっと学びたい」という気持ちをすべての人がもてるよう、その在り方を工夫し充実させることが求められます。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の基本理念なども踏まえ、学習者の暮らしの現実をその背景まで捉え、一人一人が自己実現を図ることができるよう、教育の機会均等の保障に努めたいものです。

求められる取組

- 子どもが基本的な生活習慣を確立できるよう、保護者との信頼関係の構築に努め、連携した取組を進める。
- 学習者が基礎的な学力を身に付けることを保障するという視点に立ち、学習の進め方を見直し、その改善を図る。
- 一人一人が学びの主体者として自身の考えを出し合える関係づくりを進めるとともに、学習活動にペアやグループで話し合い聴（訊）き合う活動を取り入れるなどの工夫を加える。
- 学習者一人一人が達成感を味わう経験を重ねられるよう、体験活動を計画的に実施する。
- 学習者が学ぶ喜びやさらなる学びに向けた意欲をもてるよう、他者とともに自らの学びの過程をふり返り、成果や課題を交流する機会を設ける。
- 不登校の子、外国につながる子、障害のある子など、教育上の支援や配慮が必要な子どもが自己実現を図れるよう、一人一人の状況を踏まえ、学習内容や学習方法の工夫などに組織的・計画的に取り組む。
- 一人一人がその年齢や国籍などにかかわらず、それぞれの状況に応じて学び続けることができるよう、識字学級や夜間中学などの取組の充実を図る。

(3) 「人」について、「権利」についての学習

人権についての理解を深める学習を進め、自分の権利だけでなく他の人の権利もともに守り、お互いをかけがえのない存在として尊重していく技能や態度をはぐくむために

人権についての理解を深めるには、人権の内容を示した国内外の法律や人権の確立をめぐる歴史といった普遍的な人権についての学習を通して、自由、責任、平等、尊厳、権利等について具体的に知ることや、人権はすべての人が生まれながらにもっていて決して他者に譲り渡すことができない権利であるといった性質を知ることなどがが必要です。それに加えて、人権を尊重する主体を育てる上では「人」という存在について追究することも大変重要です。

権利の主体者として「自分の権利だけでなく他の人の権利もともに守り、お互いをかけがえのない存在として尊重していく」ためには、人権の実現に向けた具体的な行動につながる技能を磨くことも必要です。

そうして身に付けた知識や技能を、他者と共に生きようとする態度と結ぶことにより、自他の人権の実現と擁護に向けた意欲、さらには、人権問題の解決や持続可能な社会の実現に向かう実践行動へと高めたいものです。

求められる取組

◆人権についての理解を深めること

- すべての人間が生まれながらにもっている自由、権利、さらには、それらを守る責任などについて具体的に知るとともに、人権がもつ性質について理解を深めることができるよう、「日本国憲法」、「世界人権宣言」、「児童の権利に関する条約」などに関する学習を進める。
- 「いのち」を尊重する心を育てるため、生命に関する事物や現象についての科学的な探究活動を行う。

◆自分自身を見つめ、人間や社会について考えること

- 人間についての理解を深めるため、読み物教材などを用いて登場人物と自分の姿を重ね、生き方などについて考えたことをまとめたり話し合ったりする学習を進める。
- 自身の内面や暮らしと向き合い人間観を深めるため、体験や読書などをもとにした日記や作文・感想文などを書いたり暮らしをつづったりする活動を行う。
- 「まちたんけん」や「職場体験学習」、「郷土学習」や「地域歴史講座（フィールドワーク）」を通して、地域の施設や文化財、行事に込められた人々の願いを知り、自らの生き方や社会との関わりについての考えを深める学習を進める。
- 道徳的諸価値についての理解をもとに、人との関わりの中で生きている自分自身を見つめ、物事を多面的・多角的に考えることを通して、自らの生き方や自身の属する集団や社会についての考えを深める活動を行う。

◆人権を尊重する技能を磨くこと

- 身の回りにある課題を先入観や偏見などにとらわれることなく、理論的に分析し解決しようとする態度へとつながるよう、数理的な視点から見通しをもって筋道を立てて考察する学習を進める。
- 身の回りの問題を合理的に解決しようとする態度へとつながるよう、観察や実験などの活動を積極的に取り入れ、自然の事物や現象を科学的に捉える学習を進める。
- 人間の尊厳の尊重に基づき、インターネット上での不用意な書き込みや受け取りで他者を傷つけることのないよう、責任を自覚し適切に発信する技能や正確に情報を読み取り適正に判断する技能を培う情報教育を進める。
- 他者と主張が対立したとき、対話により平和的に問題を解決できるよう、コミュニケーション力を培う学習活動を進める。

(4) 様々な人権問題についての学習

豊かな人権感覚を育成するとともに、人権問題についての確かな見方や考え方を育てる指導の充実を図るために

様々な人権問題についての学習を進めるに当たっては、それぞれの問題を社会や地域の課題として位置付けることが大切です。同時に、自分自身がその社会や地域の集団の一員であるという自覚を喚起し、自分に関わりのある課題として捉えられるようにすることも重要です。

また、それぞれの問題の本質を誰にとっても暮らしやすい社会づくりという視点で普遍的に捉え、自他のもつ権利とも結び付けて考えられるようにすることが必要です。

学習者の状況や地域の実態も考慮しつつ、様々な学習の機会や場面において、人権問題をどのように取り上げることがより効果的であるかを絶えず検証しながら、教材や手法等を工夫して体系的・計画的に人権学習を推進していくことが求められます。

求められる取組

- 人権侵害を被っている当事者の思いや願いを知ることが大切にし、そうした人々に寄り添おうとする態度やその問題の解決を図るための技能を培う学習活動を展開する。
- 人権侵害を被る立場になったときを想定し、まず、自分自身を守るための行動ができるよう、具体的な方策を身に付ける学習活動を推進する。
- 差別され排除されてきた人々の姿や人権尊重の社会づくりに尽力した先人の営みに焦点を当てた歴史学習を創造する。
- 多面的・多角的な理解や思考を通して様々な人権問題を捉え、主体的に問題を解決するための話し合い活動を取り入れた学習を進める。
- 地域の人々、文化、歴史、自然などとの出会いを生かし、地域社会と様々な人権問題をつなぐ地域学習を創造する。
- 様々な仕事や労働に携わる人々の思いや願いを知るとともに、それらが地域の生活環境を支え、人々の健康を保ち、より豊かな暮らしを築くために役立っていることへの理解を深める学習を進める。
- 身近な暮らしの中にある具体的な人権問題と自分が属する集団の課題を結びつけ、他者と意見を交わす学習活動を展開する。
- 「いじめ」、暴力、虐待、ハラスメントなどは、生命の尊厳をも奪う重大な人権侵害行為であることを確認し、自分自身を様々な立場に置いて問題と向き合う体験的な学習活動を展開する。



(5) 出会いから対話・交流、そして互いの理解へ

様々な人々や文化との出会いを大切に、開かれた対話と交流を通して積極的に相互理解を図ろうとする態度をはぐくむために

めざましい科学技術の進展に伴い、グローバル化・情報化が急速に進む一方、人々のつながりは希薄化する傾向にあります。希薄な人間関係は、人権問題に対する無関心や避けようとする意識にもつながり、人権が尊重される社会の実現を妨げる要因にもなります。

人は、他者との関わりの中で多くのことを学び成長します。多様な人々と出会い対話することを通して、一人一人が異なる個性や生活背景をもち、様々な思いや願いを抱いていることを知り、相手の立場に立って考える力や相手に共感しありのままに受け止めようとする態度が育てられます。

「開かれた対話」とは、一方的にマジョリティ（多数派）の価値観をマイノリティ（少数派）に押し付けるのではなく、背景の異なるものどうしがその相違を認め尊重し合い、社会に公開された状況のもと、対等の立場で語り合うことを意味しています。

「他の人の大切さを認める」ことができるよう、様々な人々が集い多様な文化や価値観に出会える機会を設けるとともに、開かれた対話や交流を通して互いを受け止め、関係を結べる場としていくことが求められます。

求められる取組

◆様々な人々や文化との出会いを創ること

- 様々な国や地域の人々、多様な個性をもった人々が集い、互いの文化を尊重しながらそれぞれの暮らしぶりなどにふれあえる学習の場を創出する。
- 様々な国や地域の人々、多様な個性をもった人々が集う場に関する情報があらゆる人に届くよう工夫して積極的に発信する。
- 地域に暮らす高齢者、障害のある人、外国人などをゲストティーチャーとして招いたり、そうした人々が集まる場に出かけたりする活動を取り入れる。

◆開かれた対話や交流を通して、相互理解を深めること

- 学習や研修の場に参加体験型の手法を積極的に取り入れ、学習者の主体的な対話と交流を促す。
- 学習や研修の場において、まずは他者の意見を受け止めることを徹底し、安心して意見が表明できる体験を積む中で、開かれた対話を習慣付ける。
- 行事や催し事を多様な人々が参画・協働する場として捉え、一人一人が役割や責任を果たし、達成感を共有できる取組として運営する。
- 他者との関わりの中で自らの生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養うことができるよう、主体的・実践的な集団活動の場を設ける。
- 外国人、障害のある人、高齢者なども含め、すべての人が地域づくりの主体者であると捉え、互いを尊重し合う関係づくりを進める。

(6) 生涯にわたる学習を通じた包摂の社会づくり

生涯にわたる学習を通して、社会の向上のために創造的に取り組み、協働できる人間づくりを目指すために

一人一人の人権が尊重され、誰もが自己実現を図ることのできる社会の実現に向けては、家庭・職場・地域社会といったあらゆる場において、すべての人が日常的に人権と向き合っていることが大切です。また、多様な人々が協働を通して人間関係を豊かに結べるような場がすべての人に対して開かれていることも重要です。

人は、それぞれに興味や関心を持ち、様々な活動に主体的・意欲的に取り組む中で新しい知識や技術を身に付け、暮らしの中に潤いや生きがいを獲得していきます。そうした活動の場が人権についての学びを深められるもの、人と人とをつなぐものとなっていることが求められます。

それぞれの地域では、かねてより自治会などの地縁組織が課題の解決に取り組んできました。また、最近では、NPOやボランティア団体も課題解決の主体として期待されています。さらに、民間の事業者や高等学校・大学などの教育機関も、地域課題の解決に積極的に取り組み始めています。そうした取組をつなぐとともに、住民一人一人が主体的に参画できる仕組みを整え、地域総掛かりで人権が尊重される包摂の社会づくりを進めることが求められます。

求められる取組

◆人権についての学びを日常化すること

- 日常的に人々が集まり活動する場に人権についての学びを深めることができる工夫をこらす。
- 暮らしの中で人権について考えるきっかけが生まれるよう、広報誌やリーフレットなどの内容等を工夫する。

◆人権尊重の視点に立って情報を提供すること

- 目が見えない人や耳が聞こえない人、日本語が理解できない人など、多様な住民の存在を想定し、すべての住民に情報が確実に届くよう、情報発信を工夫する。

◆人権が尊重された学びの場を創出すること

- 地域に暮らす人々の思いや願いの把握に努め、誰もが参加しやすいものとなるよう、多様な住民の立場から学習の場や時間、進め方などを考えて運営する。
- 住民どうしが、対話や議論を通して自他の人権に対する考えを深められるよう学びの場を運営する。

◆地域社会にある課題と暮らしをつなぐこと

- 地域社会にある課題をテーマとし、その解決を図るための学習の場を設定する。さらには、その学習成果を地域社会に還元する活動につなぐことにより、住民の地域活動への主体的な参画を促す。

◆地域の組織化を図ること

- 地域にある様々な組織がそれぞれにもつ強みを生かして連携・協働を進めることができるようコーディネートする。

◆人権教育を主体的に推進する人材を育成すること

- 様々な活動への住民一人一人の参加を促し、多くの人と豊かにつながることによって、人権が尊重される社会づくりに参画しようとする人材を育成する。

(7) 資料等の充実、学校・家庭・地域の連携

人権教育資料等の充実を図るとともに、学校、家庭、地域の連携を大切にし、計画的・組織的な取組を行うために

近年、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害事象や東日本大震災がもたらした原発事故による「いじめ」や排除など、以前は存在しなかった人権問題が発生しています。また、性的マイノリティに対する差別など、これまであまり取り上げられてこなかった人権問題も表出しています。さらには、これまで開発が進んでいなかった国や地域が開発の推進を通してよりよい生活を追求することや、人々が平和のうちに生存することを権利としていこうとする新たな人権の概念が広まりつつあり、人権教育の内容も膨らんでいます。そうした状況の変化に対応できるよう、常に人権教育の指導方法等について研究するとともに、学習者のニーズに応えることができるよう、資料等の充実に努める必要があります。

また、自他の人権の実現と擁護を図るためには、すべての教育活動を通じた人権教育の取組が不可欠ですが、その取組が個々に行われていたのでは十分な成果を上げることが困難となります。人は、乳幼児から高齢者に至るまで、家庭や学校、職場や地域社会など、様々な場面・空間において人権尊重という普遍的な価値を身に付けていきます。それ故、すべての教職員・保育者や社会教育関係者が学校・家庭・地域の連携を図り、様々な人々が立場を越えてつながり、人権教育を推進する取組を計画的・組織的・継続的に進めていくことが重要です。

求められる取組

- 社会の変化に常に注意を払い、人権にかかわる資料の収集・作成に努め、学習者の実態に即して機に応じた情報の提供に努める。
- 子どもや地域の実態から重点的に取り組むべき課題を明らかにし、それに基づいた人権教育の目標設定や推進計画の作成を具体的に行う。
- 計画に基づいて行った人権教育について、様々な立場からの点検・評価を定期的に行い、さらなる取組へとつなぐ。
- 教職員・保育者どうしはもとより、教職員・保育者、保護者、地域住民が話し合いを通じて目指すべき子ども像を共有し、子どもの成長を継続的に支援できるような組織・体制づくりに努める。
- 保護者の思いや願いの把握に努め、人権尊重の視点に立った子育てに関する情報提供や教育相談の充実を図る。
- 次代を担う子ども、若者のニーズも踏まえ、防災や伝統行事といったテーマで地域の人々が共に活動する場を設けるなどして、学校と地域社会が連携・協働する体制づくりを積極的に進める。